（電気関係報告規則の一部改正）

第十三条　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　［略］ 二　「インバランス」とは、次に掲げるものをいう。 イ　［略］ ロ　一般送配電事業者又は配電事業者が非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該非電気事業用電気工作物の発電又は放電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差 ハ　一般送配電事業者又は配電事業者が発電等用電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該発電等用電気工作物の発電又は放電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差 ニ　［略］ 三～十三　［略］ （定期報告） **第二条**　次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。	（定義） **第一条**　［略］ ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　［略］ 二　「インバランス」とは、次に掲げるものをいう。 イ　［略］ ロ　一般送配電事業者又は配電事業者が非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該非電気事業用電気工作物の発電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差 ハ　一般送配電事業者又は配電事業者が発電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該発電用の電気工作物の発電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差 ニ　［略］ 三～十三　［略］ （定期報告） **第二条**　次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。

報告書名	報告対象者	様式番号	報告期限	報告先
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
五　自家用発電所等運転半期報	法第二十八条の三第一項の接続に係る発電用又は蓄電用の自家用電気工作物（出力千キロワット未満の発電等用電気工作物を除く。）を設置する者	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

報告書名	報告対象者	様式番号	報告期限	報告先
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
五　自家用発電所運転半期報	法第二十八条の三第一項の接続に係る発電用の自家用電気工作物（出力千キロワット未満の発電所を除く。）を設置する者	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。